

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する 専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

平成 30 年 3 月 29 日、総合科学技術・イノベーション会議（以下、CSTI という。）において、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第一次）～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～」が取りまとめられたことをうけ、厚生科学審議会科学技術部会にヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会を設置（その後、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（以下、ART 指針という）の見直し業務を追加するため平成 31 年 4 月 1 日に「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」と改名）し、文科省と合同で検討を行い、令和元年 4 月 1 日に「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成 31 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」（以下、ゲノム編集指針という）を制定した。

今般、平成 31 年 6 月 19 日、CSTI において取りまとめられた、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～」において、個別研究計画において適切に審査が行われることを前提に、「余剰胚にゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究」及び「新規胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究」について容認することが適当とされ、関連指針等の速やかな検討を求められたことから、厚生労働省では、専門委員会の名称を「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」と改名し、ART 指針及びゲノム編集指針の改訂にむけて検討を行う。

2. 検討課題

- (1) 指針の改定について
- (2) その他

3. 今後のスケジュール

8～9 月中に第 1 回を開催し、以降 1～2 ヶ月に 1 回程度の頻度で開催し、指針改訂案のとりまとめを行う。

4. 委員構成

- ・研究者、医療関係者、関連する学会関係者、人文・社会科学分野、患者団体等の有識者等から構成する。
- ・委員及び委員長は科学技術部会長が指名する。